

保護者様

栃木市立藤岡小学校長 高際 はま子

学校感染症による出席停止について

お子様は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、主治医の許可があるまで出席を停止します。ゆっくり休ませてください。

【出席停止となる学校感染症と期間】

●第一種の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体が、MERSコロナウイルスであるものに限る）特定鳥インフルエンザ
⇒完全に治癒するまで

●第二種の感染症

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱したあと2日を経過するまで。（幼児にあっては3日）
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退したあと2日を経過するまで。
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

●第三種の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

⇒症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

<その他、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患>

溶連菌感染症、RSウイルス、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症

※感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行などから判断し、学校医・その他の医師が感染症の予防上必要ないと認めたときはこのかぎりではありません。

学校への提出書類について

医師による登校許可の証明書が必要です。受診した医療機関で記入していただき、登校するときにご提出ください。

証 明 書

学校長 様

年 組

児童生徒名 _____

病 名 _____

治 癒

略 治

加 療 中

出 校 (可 不可)

プール使用 (可 不可)

体育見学

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

医師名

印